

## 2024年度美郷町江の川カヌースプリント競技場ネーミングライツ・パートナー募集要項

### 1 目的

美郷町（以下「町」という。）が保有する施設について、ネーミングライツ・パートナー（以下「パートナー」という。）を募集します。

ネーミングライツとは、公共施設等に企業名や商品名等を冠した名称（以下「愛称」という。）を付与する権利（施設等命名権）です。町は、施設名として愛称を使用する代わりにパートナーから対価を得ます。

パートナーとは、施設名に愛称を付与する権利を有する施設等命名権者をいいます。

本要項は、募集について必要な事項を定めたものです。

### 2 募集の概要

#### (1) 募集対象施設

「美郷町江の川カヌースプリント競技場」

美郷町江の川カヌースプリント競技場は、2030年に開催が予定されている第84回国民スポーツ大会のカヌー競技会場として美郷町が選定されたことに伴い、2024年10月に竣工予定の施設です。

邑智中学校及び島根中央高等学校のカヌー部の日々の練習の本拠地となり、国民スポーツ大会及び各種カヌー大会等で運営事務を行うことができ、美郷町の町づくりの柱であるカヌー振興とバリ文化振興の新たな拠点施設となるよう、バリ文化の魅力を融合させた施設となります。

区分	説明
所在地	島根県邑智郡美郷町信喜
面積	敷地面積 5115.42 m <sup>2</sup> 建築面積 1035.66 m <sup>2</sup> 延床面積 944.99 m <sup>2</sup>
主要用途	スポーツの練習場、競技会場
競技場の概要	130艇収容可 更衣室 シャワールーム トレーニング設備 ウォーミングアップルーム 研修室 屋外練習場 カヌースプリントコース

#### (2) ネーミングライツ料

年額100万円とします。

※契約期間の開始が年度途中となる場合、その年度のネーミングライツ料については、月割計算（1円未満切捨て）によるものとします。

※消費税及び地方消費税が別途必要です。

(3) 愛称の使用開始予定日

決定から約1～2か月後

(4) 命名に伴う留意事項

ア パートナーは、当該施設等に愛称を付与することができます。ただし、施設の用途が分かりやすいものとします。

イ 命名するのは一般的な呼称として用いられる名称であり、条例で定める施設等の正式名称を変更するものではありません。

ウ パートナーであることを、パートナーが管理するホームページ、出版物等に表示することができます。

エ 利用者の混乱を避けるため、契約期間中の愛称の変更は原則として認めません。

オ 次に該当するものは愛称として使用することができません。

(ア) 法令、規則等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

(イ) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

(ウ) 政治性又は宗教性のあるもの

(エ) 反社会的若しくは政治的な主義若しくは主張を含んだもの又はそのおそれがあるもの

(オ) 美観を損なうもの又はそのおそれがあるもの

(カ) その他町長が特に適当でないと思えたもの

(5) 契約期間

契約期間は、決定の日より2031年3月31日までとします。

契約の更新については 6 契約の締結及び更新 を参照ください。

(6) 愛称表示に伴う費用負担等について

愛称表示に伴う費用負担等については、下表のとおりとします。

区分	実施主体・費用負担	備考
案内看板※、道路案内標識 (町管理分)	ネーミングライツ・パートナー	内容や設置位置等については、町及び関係機関と協議の上決定します。 契約終了後の原状回復に要する費用はパートナーの負担とします。
パンフレット等、町が作成する印刷物の愛称記載 広報誌や町ホームページの表示変更	町	正式名称と併記する場合があります。既存の印刷物等の表示については訂正せず、そのまま使用場合があります。

※令和6年4月22日現在設置することが決まっている看板(3か所)の作成、維持管理等の実施については実施主体・費用負担を町とします。

### 3 応募資格

経営が安定しており、社会貢献や法令遵守等について理解のある民間の法人、団体及びグループ等とします。ただし、次に掲げる者は対象外とします。

- (1) 法令及び法令に基づく命令に違反した者
- (2) 町から指名停止措置等を受けている者
- (3) 町税（地方消費税を含む。）を滞納している者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業に該当する事業等を営む者
- (6) 消費者金融に係る事業等を営む者
- (7) 法律に定めのない医療類似行為を行う事業等を営む者
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをされている者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをされている者
- (9) 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産の申立てがなされている者
- (10) その他パートナーとして適当でない町が認める者

### 4 申込方法

#### (1) 提出書類

ア ネーミングライツ・パートナー申込書（様式1）

イ 添付書類

- ① ネーミングライツ・パートナー応募に係る誓約書（様式2）
- ② 企業又は事業の概要がわかるもの（会社概要、企業案内パンフレット等）
- ③ 直近3年間の決算報告書（法令等に基づく計算書類）
- ④ 印鑑証明書
- ⑤ 商業・法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）※発行後3か月以内
- ⑥ 納税証明書（未納がない証明）※発行後3か月以内

#### 【留意事項】

- ・ 提出された書類は、関係機関等の意見を求めるため使用する場合があります。
- ・ 必要に応じて追加資料を求める場合があります。
- ・ 提出された書類は返却しません。
- ・ 美郷町情報公開条例に基づく開示請求があった場合には、同条例に基づき公開することがあります。
- ・ 申請書等の提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

#### (2) 提出部数

1部

#### (3) 提出方法

持参、書留郵便又は電子メール

#### (4) 申請書等の提出期間及び場所

ア 提出期間 令和6年4月22日(月)から令和6年5月10日(金)

持参の場合は、期間内の開庁日の午前9時から午後5時までとします。(土日、祝日を除く)

イ 提出場所 島根県邑智郡美郷町粕淵168番地

美郷町教育委員会

電話番号 0855-75-1217

電子メール [kyouiku\\_sec@town.shimane-misato.lg.jp](mailto:kyouiku_sec@town.shimane-misato.lg.jp)

### 5 選定方法等

#### (1) 優先交渉権者の選定方法

ネーミングライツ・パートナー選定委員会(以下「委員会」という。)を設置し、委員会において、応募企業等の社会貢献実績、提案事項等を総合的に判断し、優先交渉権者を選定します。

応募者が1者のみの場合も、委員会においてパートナーとして相応しいかどうか審査します。ただし、審査の結果、応募資格を満たさない等の理由で、優先交渉権者を選定しない場合があります。

※ 優先交渉権者…委員会において、パートナーとして適格かつ、他の応募者より町にとって有益な契約条件を提案したとして選定された者

#### 【失格とする提案】

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

ア 審査の過程において、応募資格を満たさないことが明らかになったとき。

イ 応募様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しないとき。

ウ 提出書類に虚偽又は不正があったとき。

エ 申請書等の提出期間に所定の書類が提出されなかったとき。

オ その他不正な行為があったとき。

#### (2) 愛称案の提出について

優先交渉権者の選定後、1週間以内に愛称案を提出してください。提出された愛称案が2

(4) 命名に伴う留意事項に準じているか確認します。

#### (3) パートナー・愛称の決定及び通知

審査の結果、町がパートナー及び愛称を決定します。また、パートナー及び愛称が決定した際には、全ての応募者に決定経緯を通知するとともに、町のホームページ等で公表いたします。

#### 【町が実施を予定している愛称の周知(広報)活動】

ア マスコミへの情報提供等を通じての愛称の周知

イ 町ホームページへの掲載

ウ 町広報紙「広報みさと」への掲載

エ SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)等での周知

オ 町関係機関への周知

## 6 契約の締結及び更新

### (1) 契約の締結

町と優先交渉権者でネーミングライツ導入に必要な事項（優先交渉権者の希望により新規に設置する看板等がないか等）を協議の上、ネーミングライツ・パートナー契約を締結します。

### (2) 契約の更新

パートナーは、契約期間終了前に当初の契約金額と同額以上であることを条件として、更新の申し出ができることとし、委員会の審査を行い、優先交渉権が付与された場合、町と契約内容の協議を経て、パートナーとして更新できることとします。また、契約の更新により、パートナーを継続できる期間は、当初の契約の始期から起算して10年を上限とします。

## 7 契約の解除等

パートナーが次の事項に該当した場合、町は契約を解除できることとします。

この場合、原状回復に必要な費用はパートナーの負担となります。

- (1) パートナーが応募資格を満たさなくなったとき。
- (2) 法令違反等の不正行為、公序良俗に反する行為若しくはパートナーの責めに帰すべき事由によって県若しくは施設等のイメージが損なわれ、又は損なわれるおそれがあるなど、パートナーとして適当でないと認められる事態が生じたとき。
- (3) 提出書類に虚偽の記載があったことが判明したとき。

## 8 その他

- (1) 愛称の使用が禁じられている国際大会等の開催期間においては、大会主催者等からの要請を受けて、愛称ではなく条例に基づく正式名称を使用する場合があります。
- (2) パートナーの提案により愛称の標示にマーク、キャラクター等（以下「ロゴ等」）を使用する場合又はパートナーが新規に看板等を設置する場合には、関係法令に抵触しないか、パートナーが確認してください。
- (3) 愛称に関する知的財産権を取得する場合
  - ア 愛称の標示のロゴ等を商標登録する場合は、パートナーの商標として登録することになります。
  - イ 町はロゴ等は無償で使用できることとします。商品のパッケージ等に第三者が使用する場合は条件については、パートナーと当該第三者が個別に協議してください。
  - ウ 第三者の知的財産権を侵害しないか、パートナーの責任で確認してください。
- (4) 愛称を付与した施設で発生した災害、事故等により、パートナーのイメージダウンを伴う可能性があります、町は一切責任を負いません。
- (5) この要項に定めのない事項については、別途協議するものとします。
- (6) 不測の事態等が生じたときは、この要項に記した内容に関わらず、臨機の措置をとることがあるものとします。